

平成27年度 いきいき ふれあいの集い 実施要項

1. 趣 旨 :

在宅の高齢者が、心身ともに健康に過ごすことができるよう、地域の仲間で支えあう事業を展開することで、隣近所の間関係を良好に保ち、地域における「孤立」を予防すると同時に、地域のコミュニティを促進（安否確認や詐欺被害防止等）し、安心・安全の地域づくりに寄与することを目的として実施する事業です。

2. 主 催 : 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会

3. 実施期間 : 平成27年4月 ~ 平成28年3月まで

4. 参加対象 : 留辺蘂自治区に在住の75歳以上の方及び70歳以上の単身生活者

5. 事業内容 : ①地域の団体等によるレクリエーション
②各関係機関による研修・講話
③食育としての食事提供
④健康相談 等
⑤年1度の移動研修 等

6. 参加費 : 参加対象者 1人につき1回300円 (要会員登録)

7. 実施会場 : ①留辺蘂町公民館 ②留辺蘂町民会館
③温根湯温泉福祉センター ④大和ノーマルセンター
⑤瑞穂改善センター (5会場)

8. 運営委員会の設置 :

- (1) それぞれの会場に「運営委員会」を設置し、委員の互選により委員長・事務局等必要な役員を置く。
- (2) 運営委員は、留辺蘂自治区選出の北見市社会福祉協議会理事・評議員、民生児童委員、自治会役員、ボランティア等をもって構成する。
- (3) 運営委員会の打ち合わせ会議等は、それぞれの会場ごとに必要に応じて開催するものとする。
- (4) 北見市社会福祉協議会留辺蘂支所は、本事業が円滑に実施できるよう、必要に応じ全地区の運営委員会の合同会議を開催する。
- (5) 運営委員会に対し、各会場に必要な経費の一部を補助金として支出する。

9. 事業財源 : ①北見市からの補助金 ②共同募金会からの助成金
③社協会費・寄付金 ④参加者からの負担金

いきいきふれあいの集い 実施要領

1. 趣 旨 :

要項で定めたとおり、本事業は「安心・安全な地域づくり」を目的とした地域福祉事業であり、その目的達成においては、支える側と支えられる側の線引きを明確につけることを意図するのではなく、その双方が一体となって事業を展開していくことに大きな意義が存在するため、円滑な事業実施が行えるよう、要項を補完する形で、ここに別途実施要領を定める。

2. 実施期間 : 定めた実施期間中に各会場4～5回のサロン事業展開を目指す

3. 事業内容 :

(1) 定めた事業内容の大まかな時間配分は以下のとおりとする。

- ① 10:00 ～ 11:00 → 健康相談・ゲーム等
 - ② 11:00 ～ 12:00 → 研修・講話等
 - ③ 12:00 ～ 12:45 → 食事(食育)
 - ④ 12:45 ～ 14:00 → 各団体のレクリエーション
- ※但し、この限りではない。

(2) 食事提供の内容(概要)

- ① 食事の献立は、北見市の栄養士等の協力を得て策定し、案内・説明を行うことで食育としての位置づけを高める
- ② 市内仕出し業者への委託を基本とするが、手作りによる温かな性格を保つ意味合いから、炊飯と副食の盛り付けについては、運営委員にて行うこととする。(グローブの着用等、衛生管理に配慮・留意する)
- ③ 参加者が残菜を持ち帰ることの無いよう指導する。

(3) 健康相談(血圧測定等)の内容

- ① 主に留辺蘂・温根湯地区地域包括支援センター看護師の協力を得て実施する。(北見市保健師の協力を得て実施する。(北見市の事業としての定着を目指す))

(4) その他(研修・講話、ゲーム、レクリエーション等)

- ① 実施する内容の決定にあたっては、各地区の運営委員会の意思・企画を尊重する。
- ② 移動研修等の場合は、北見市の福祉バスの利用ができるよう配慮し調整する。

4. 参加費 :

定めたとおりであるも、別途必要経費が発生した場合は運営委員会において、定めた額を徴収することができる。

5. 会場ごとの参加者対象地域

(1) 留辺薬町公民館

・栄町 ・上町 ・仲町 ・東町 ・元町 ・宮下町 ・豊金 ・旭3区

(2) 留辺薬町民会館

・泉 ・旭東 ・旭中央 ・旭南 ・旭北 ・旭公園 ・旭1区 ・旭西
・大富

(3) 温根湯温泉福祉センター

・温根湯温泉 ・松山 ・昭栄 ・花丘 ・平里

(4) 大和ノーマルセンター

・滝の湯 ・大和 ・川北 ・厚和

(5) 瑞穂改善センター

・丸山 ・瑞穂 ・花園

6. 運営委員会の設置 :

(1) 運営委員会は、実施会場ごとに設置し、委員の数は地域の実情により決定する。

(2) 年度当初においては、全会場の運営委員会の合同会議を開催する。

(3) 運営委員は、事業内容の企画、参加者の募集、声かけ、当日の運営に当たる。

(4) 運営委員は、会費の徴収を行い、別途定める会費納入明細書によりとりまとめたものを北見市社会福祉協議会留辺薬支所に納入・提出する。

7. 参加者の募集 :

(1) 社協広報「社協だより」・北見市広報「広報きたみ」を利用し、住民周知を行う。

(2) 上記のみならず、運営委員は、安否確認の一環として、各対象者宅を訪問し、声かけを行いながら、未参加者の参加促進を図る。

8. その他 :

(1) 要項・要領に定めた事項については、時代やニーズの変化に柔軟に対応できるよう、単年度毎に変更できるものとする。

(2) 上記を含め、北見市社会福祉協議会と各運営委員会のみならず、北見市留辺薬総合支所等、関連機関と連携を深めながらの事業実施を目指す。

平成 2 7 年 度

いきいきふれあいの集い開催予定

月	日	曜	会 場
5 ・ 6	5/28	木	留辺薬町公民館(滝上町芝桜公園)
	6/4	木	福祉センター(旭山動物園 等)
	6/11	木	瑞穂改善センター(調整中)
	6/18	木	町民会館①(旭山動物園 等)
	6/19	金	町民会館②(旭山動物園 等)
	6/29	月	大和ノーマルセンター(常呂方面)
7	2	木	留辺薬町公民館
	9	木	町民会館
	23	木	瑞穂改善センター
	30	木	福祉センター
8	6	木	大和ノーマルセンター
9	10	木	留辺薬町公民館
10	8	木	町民会館
	15	木	福祉センター
11	5	木	留辺薬町公民館
	12	木	町民会館
	19	木	瑞穂改善センター
	26	木	福祉センター
12	3	木	大和ノーマルセンター
1	21	木	留辺薬町公民館
	28	木	町民会館
2	4	木	瑞穂改善センター
	18	木	福祉センター
	25	木	大和ノーマルセンター

※ 5月・6月は、バス研修です。